様式第5号（第10条関係）

指定管理者業務（全部・一部）停止命令書

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第12条第１項の規定により、下記のとおり業務の（全部・一部）の停止を命じます。

記

１　公の施設の名称

２　指定管理者の名称及び所在地

３　業務の停止を命ずる期間

　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

４　業務の一部を停止する場合の停止する業務の内容

５　停止の理由

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、丸亀市長に対して審査請求をすることができます。また、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。